

令和4年度
坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員募集案内



募集職種等	事務職 技術職（土木・電気・化学）	} 若干名
受付期間	郵送 8月1日（月）～8月5日（金）※必着 持参 8月1日（月）～8月12日（金）	
第一次試験	9月4日（日） ※令和5年3月卒業見込みの高校生の第一次試験は10月16日（日）	
第二次試験	第一次試験合格者を対象に10月16日（日）	
第三次試験	第二次試験合格者を対象に11月中旬頃実施	
最終試験	第三次試験合格者を対象に12月下旬頃実施	

試験に関する問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 総務課庶務担当
〒350-0214 坂戸市千代田一丁目1番16号
Tel.049-283-1957(内線503～507)
ホームページアドレス <http://www.sakatsuru-suido.or.jp/>

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受験資格
事務職	若干名	高等学校若しくは大学（短期大学、これに準ずる学校を含む。）を卒業又は令和 5 年 3 月までに卒業見込みの人で、次の年齢要件を満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学：平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・ 短大：平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・ 高校：平成 10 年 4 月 2 日以降に生まれた人
技術職 （土木・ 電気・ 化学）		高等学校若しくは大学（短期大学、これに準ずる学校を含む。）で（募集職種に応じて）土木・電気・化学に関する課程を履修し、卒業又は令和 5 年 3 月までに卒業見込みの人で、次の年齢要件を満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学：平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・ 短大：平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・ 高校：平成 10 年 4 月 2 日以降に生まれた人

※ 大学、短期大学、高等学校とは、学校教育法に定めるものをいいます。ただし、学校教育法による専修学校のうち、修業年限が 2 年以上であり、かつ授業時間が年間 800 時間以上である日本国又は都道府県の認可を受けた学校は短期大学扱いとします。

※ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない人
- ② 地方公務員法第 16 条の規定する欠格条項に該当する人（以下は、その内容です。）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 坂戸、鶴ヶ島水道企業団において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 申込手続

(1) 提出書類（各 1 通）

- ① 坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員採用資格取得試験申込書
高校生は、高等学校就職統一応募用紙でも受け付けます。
- ② 受験票
氏名を記入してください。
- ③ 卒業証明書又は卒業見込証明書（最終学歴のもの）
※ 大学院を卒業又は在学中の人は、大学の卒業証明書も提出してください。
- ④ 成績証明書（最終学歴のもの）
高等学校就職統一応募用紙を提出される方については、用紙中に成績証明があれば提出不要です。
※ 大学院を卒業又は在学中の人は、大学の卒業証明書も提出してください。
- ⑤ 写真 2 枚（縦 4cm×横 3cm）
写真は 6 か月以内に撮影した上半身・無帽・正面向きを使用してください。
また、裏面に氏名を記入し、試験申込書と受験票それぞれに貼付してください。

※ 試験申込書・受験票は、企業団のホームページからダウンロードできます。試験申込書は A4 用紙に両面印刷、受験票は A4 用紙に印刷してください。

※ 証明書については、3 か月以内に発行のものを提出してください。

※ 卒業見込証明書・成績証明書について、学校の事情により受付期間内に提出できない場合は、手続の際に申し出てください。学校への申込みが遅く発行が間に合わない、郵便事故等で不着のため届かない等の理由では受け付けません。

(2) 受付期間等

- ① 受付期間
郵送の場合 令和 4 年 8 月 1 日（月）～8 月 5 日（金） ※必着
持参の場合 令和 4 年 8 月 1 日（月）～8 月 12 日（金）
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- ② 受付時間
午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 ※8 月 12 日は午後 3 時 00 分まで
(持参の場合) ただし、休憩時間（正午～午後 1 時 00 分）は除く。
- ③ 受付場所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 総務課庶務担当
坂戸市千代田一丁目 1 番 16 号
(坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 2 階)

(3) その他

- ① 郵送による申込みにおいて、書類不備があった場合は受け付けません。企業団担当者から電話連絡しますので、指示に従ってください。また、必着期限を過ぎて書類が届いた場合は一切受け付けませんので、ご注意ください。
申込手続完了後は、企業団より受験票を返送します。
- ② 持参による申込みにおいては、書類提出後、その場で受験票を交付します。

書類不備があった場合は、受け付けませんので、企業団担当者の指示に従ってください。原則として、受験者本人が直接持参してください。代理人による場合でも受け付けますが、申込書の内容について確認の出来る方としてください。

なお、受付期間の最終日に申込書を持参し、書類不備のため受付できない方を例年見受けますので、十分ご注意ください。

③ 提出された書類は、返却いたしません。

3 試験の日時、会場、合格発表

試験	日 時	会 場	合格発表
第一次	令和4年9月4日(日) ※ 試験時間については、8月下旬に企業団ホームページに掲載します。 ※ 令和5年3月卒業見込みの高校生の第一次試験は10月16日(日)となります。	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 (坂戸市千代田1-1-16)	合格者の受験番号を企業団ホームページに掲載します。
第二次	令和4年10月16日(日) 受付時間 午前9時30分～午前9時45分 試験開始 午前10時00分		合格者の受験番号を企業団ホームページに掲載します。 合格者には、別途通知します。
第三次	試験日時については、第二次試験合格者に別途通知します。		合格者及び不合格者に結果を通知します。
最 終	試験日時については、第三次試験合格者に別途通知します。		

※ 会場等について、応募状況により変更する場合があります。企業団のホームページにて公表しますので、確認してください。

※ 試験を欠席する場合は、早めに必ず連絡をしてください(メール可)。

E-mail:somu@sakatsuru-suido.or.jp

4 試験の方法及び内容

(1) 第一次試験

試験種目	内 容
面接試験	人物について、面接による試験(個人面接)を行います。

(2) 第二次試験

試験種目	内 容
教養試験 10:00～12:00(120分)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について、択一式の試験を行います。

職場適応性検査 13：00～13：20（20分）	職務遂行上必要な素質及び適正についての検査を行います。
作文試験 13：50～15：20（90分）	文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力について、記述式の試験を行います。

※第二次試験は、第一次試験合格者に対して行います。

(3) 第三次試験

試験種目	内容
面接試験	人物について、面接による試験（個人面接）を行います。

※第三次試験は、第二次試験合格者に対して行います。

(4) 最終試験

試験種目	内容
面接試験	人物について、面接による試験（個人面接）を行います。

※最終試験は、第三次試験合格者に対して行います。

5 合格から採用まで

- (1) この試験は、職員として採用されるための資格取得試験であり、最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、原則として令和5年4月1日の採用となります。
- (2) 採用候補者名簿は、令和6年3月31日まで有効です。
- (3) 地方公務員法の規定により、職員の採用は全て条件付採用となり、6か月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- (4) 次の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます。
 - ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 卒業見込みの方が卒業できなかった場合（資格・免許取得見込みの方が免許・資格を取得できなかった場合）
 - ③ 採用候補者として信用を失墜する行為（非違行為）を行った場合

6 採用されてから

(1) 給与

- ① 初任給（令和4年4月1日現在で、地域手当を含みます。）
大学卒 207,570 円、短大卒 188,870 円、高校卒 176,110 円
- ② 上記の他、支給要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ③ 卒業後に一定の経験があった場合は、所定の基準により金額が加算されます。
- ④ 昇給は、原則として年1回行われます。
- ⑤ 採用までに給与改定があった場合は、改定後の給与になります。
- ⑥ 採用後は、職種に関わらず水道事業全般に従事することになります。

(2) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休日

土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

※ 業務内容により、上記(2)・(3)と異なる勤務時間及び休日が適用される場合があります。

(4) 休暇

年間20日の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚、忌引、出産等の場合に与えられる特別休暇等があります。

(5) 共済制度

職員は、埼玉縣市町村職員共済組合の組合員となり、病気、出産等の場合には各種の給付が受けられます。その他、厚生施設の利用及び必要に応じた貸付金の制度などがあります。

(6) 研修制度

採用時における新規採用職員研修をはじめとした、それぞれの職制に応じた知識・能力を身に付けるための基本研修（階層別研修）、配属先の業務に関する専門知識を学ぶための専門機関への派遣研修等を実施し、職員の能力開発を行っています。

※ 勤務条件等については、改定されることがあります。

緊急連絡先（第一次、第二次試験当日専用）

050-5363-1782

※ 試験当日に、急な連絡等がありましたら、上記の番号に連絡してください。